

人権全般・向和問題(部落差別)	人権啓発センター	【人権ホットライン】 ☎073-421-7830 FAX073-435-5421 相談日=月～金曜9:00～16:00 【弁護士による法律相談】 ☎073-435-5420 FAX073-435-5421 相談日=第2・4木曜13:00～16:00 和歌山ビッグ愛(注1)2階
	県庁人権局	☎073-441-2563 FAX073-433-4540 相談日=月～金曜9:00～17:45
子供・若者	振興局総務県民課	相談日=月～金曜9:00～17:45
	【児童相談所全国共通ダイヤル】 ☎189 (24時間対応)	児童相談所 相談日=月～金曜9:00～17:45
	県子ども・女性・障害者相談センター	☎073-445-5312 和歌山市毛見1437-218
	県紀南児童相談所	☎0739-22-1588 田辺市新庄町3353-9
	県紀南児童相談所新宮分室	☎0735-21-9634 新宮市緑ヶ丘2-4-8
	和歌山児童家庭支援センターさずな	☎073-460-8044 和歌山市つづじが丘7-2-1 相談日=月～金曜9:00～18:00(来所は17:00まで)
	【子どもと家庭のテレフォン110番】	☎073-447-1152 (24時間対応)
	県教育庁義務教育課児童生徒支援室	【教育相談電話】 ☎0739-23-1988 ☎073-422-7000 相談日=月～金曜9:00～12:00/13:00～17:00
	【いじめ相談電話】 ☎073-422-9961 (24時間対応)	
	【県警察本部ヤングテレフォン・いじめ110番】 ☎073-425-7867	相談日=月～金曜9:00～17:45 ※夜間・土日祝は直直
若者総合相談 With You(ウィズ・ユー)	【電話】 ☎073-428-0874(おはなし)	☎0736-32-0874 ☎0739-24-0874 相談日=月～金曜10:00～17:00
	【メール】 http://with-you-wakayama.jp/ (パソコン専用)	http://with-you-wakayama.jp/mobile/ (携帯電話専用)
心の悩み	県精神保健福祉センター	【こころの電話】 ☎073-435-5192 FAX073-435-5193 相談日=月～金曜9:30～12:00/13:00～16:00 和歌山ビッグ愛(注1)2階
	【自殺対策】 ☎073-424-1700 } FAXは「こころの	【ひきこもり支援】 ☎073-424-1713 } 電話)に同じ 相談日=月～金曜9:00～17:45
AIDS	【エイズ夜間電話相談】 ☎073-474-3222	相談日=火曜19:00～21:00
ハンセン病	県庁健康推進課【ハンセン病相談窓口】	☎073-441-2643 FAX073-428-2325 相談日=月～金曜9:00～17:45
長期療養児	県難病・子ども保健相談支援センター	☎073-445-0520 FAX073-445-0603 相談日=月～金曜9:00～17:45 和歌山市紀三井寺811-1 県立医大病院3階
犯罪被害者	県庁県民生活課 ☎073-441-2350	相談日=月～金曜9:00～17:45 (公社)紀の国被害者支援センター ☎073-427-1000 相談日=月～金曜10:00～16:00、土曜13:00～16:00
外国人の生活	県国際交流センター ☎073-435-5241 FAX073-435-5243	【英語】相談日=月・火・木・金・土・日曜 10:00～17:00 【中国語】相談日=月・火・木・金・土・日曜 10:00～17:00 【フィリピン語】相談日=月・木・土曜 10:00～16:00 (要予約)和歌山ビッグ愛(注1)8階

男性	県男女共同参画センター“りいぶる”【電話】 ☎073-435-5246 相談日=第2水曜16:00～19:30
女性	県子ども・女性・障害者相談センター ☎073-445-0793 相談日=[電話]9:00～22:00(受付は21:30まで) 【面接】月～金曜9:00～17:45(要予約) ※振興局健康福祉部でも受け付けています。 紀南DVセンター ☎0739-24-3322(24時間対応)
	性暴力救援センター和歌山「わかやまmine(マイン)」 ☎073-444-0099(オーエンキューキュー) 相談日=[電話]9:00～22:00(受付は21:30まで) 【面接】月～金曜9:00～17:45(要予約) ※緊急医療(避妊等)に関するものは、毎日9:00～22:00まで
男女共同参画センター(不妊専門)	【総合相談・男女とも】 ☎073-435-5246 相談日=[電話]火～日曜9:00～20:00(日曜は16:30まで) 【面接・女性のみ】火～日曜9:00～16:30(日曜は15:00まで) 【カウンセリング(電話・面接)】 相談日=第1～3金曜13:00～15:40 【法律相談(面接)】相談日=不定期13:00～14:50 和歌山ビッグ愛(注1)9階
	【保健師による電話・メール相談】 相談日=[電話]月～金曜9:00～17:45 岩出保健所 ☎0736-61-0049 湯浅保健所 ☎0737-64-1294 田辺保健所 ☎0739-22-1200(内線676) 【メール】 e0412004@pref.wakayama.lg.jp 【医師による面接相談(要予約:上記保健所)】
障害のある人	【障害者権利擁護相談(弁護士相談)】 和歌山弁護士会 ☎073-422-4803 FAX073-436-5322 相談日=11月・1月第3金曜、12月第1・3金曜、2月第1金曜 和歌山市四番丁5 和歌山弁護士会館 新宮保健所 相談日=2月7日 橋本保健所 相談日=2月21日 ※各日とも13:00～14:30
	県発達障害者支援センター ポラリス ☎073-413-3200 FAX073-413-3020 相談日=月～金曜10:00～16:00(水曜の午前中を除く) 和歌山市今福3-5-41 愛徳医療福祉センター内
高齢者	県成年後見支援センター ☎073-435-5248 相談日=月～金曜 9:00～17:30 和歌山ビッグ愛(注1)7階 県社会福祉協議会内 ※地域包括支援センター(注2)でも受け付けています。
認知症	県認知症支援協会 ☎0120-969-487 ☎073-423-5771 相談日=月～金曜10:00～15:00 和歌山市四番丁52ハラダビル2階 ※地域包括支援センター(注2)でも受け付けています。
労働	県労働相談室 ☎073-436-0735 和歌山市北出島1-5-46 相談日=火～金曜16:00～20:00 土・日曜10:00～16:00 県労働委員会(要予約) ☎073-441-3781 相談日=第1・3水曜13:00～15:00
警察安全	県警察本部警察相談課 【犯罪被害や県民の安全・平穏等に関する相談】 #9110(プッシュ回線・携帯電話等) ☎073-432-0110 ※緊急を要する場合は110番(24時間対応)
性的少数者(LGBT等)	県人権啓発センター、県庁人権局、振興局総務県民課 県男女共同参画センター“りいぶる” 県教育庁義務教育課児童生徒支援室 県精神保健福祉センター ※内容に応じて、関係機関等と連携し対応します。 ※電話・時間等については、各窓口の記載をご覧ください。

※面接相談、弁護士相談は事前予約が必要です。
※相談日については、祝日や年末年始などの対応が各窓口で異なる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。
(注1)和歌山ビッグ愛：和歌山市手平2-1-2
(注2)市町村が設置する高齢者の生活を支援する総合窓口

認知症についての

正しい理解と普及啓発

平均寿命が延び、高齢化社会が進む中、認知症の発症率は年齢が高くなるほど上昇し、認知症高齢者の数は年々増加しています。また、65歳未満で発症する若年性認知症は、働き盛りの現役世代で発症するため、社会全体の理解と支えが必要とされています。

県では、認知症の方も家族の方も明るく暮らしていける社会をめざし、より多くの方に認知症について正しく理解してもらう普及啓発活動などに取り組んでいます。

認知症とは・・・

認知症は誰にでも起こりうる脳の疾患です。脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったりするため、さまざまな障害が起こり、生活するうえで支障が出ている状態のことを言います。高齢になるほど認知症になる可能性は高くなりますが、早期に治療すれば、進行を遅らせることができる場合もあり、できるだけ早く専門の医療機関に診てもらうことが重要です。

病気とどう向き合い、どのように生活していくかなど、ご本人やご家族で話し合うことで、今後の生活の備えにつながります。



認知症の人や家族の気持ちを知る

認知症になったときに最初に気づくのは本人です。「認知症の人は何も分からない」のではなく、悩んだり、苦しんでいるのは他でもない本人です。また、介護する家族にも大きな負担がかかります。家族の「いま」の気持ちを知ることも、地域の方のできる範囲でのお手伝いが、家族の負担を少しでも軽くすることに、認知症の人にも良い影響を与えます。

認知症の本人や家族支援

(一社)和歌山県認知症支援協会

- わかやま認知症なんでも電話相談 ☎0120-969-487
- 認知症の人と家族の相談交流会
認知症の人や家族が参加し、定期的に意見交換や情報交換できる場を提供しています。

インタビュー

認知症ケア上級専門士・カウンセラー 林 千恵子さん



周囲の理解の無さや偏見により、知らず知らずのうちに当事者の人権が無視されていることがあります。認知症だから考えられないだろうと、認知症の人が自分のことを決める機会を奪ってはいないでしょうか。一番良い形を見出し実現していくためには、まず当事者の声を聴き、一緒に話し合うという過程が、当事者にとっても家族にとっても大切です。

私たちは、当事者や家族がどうありたいかの形に近づけられるよう、今その人に必要なこと、望むことを考えながらこれからも関わっていきたいと思います。

認知症サポーター・認知症サポーター養成講座

認知症の方をさりげなく見守り、必要な支援や適切な対応ができる認知症サポーターの養成に取り組んでいます。認知症サポーター養成講座を受講した方が認知症サポーターとなり、目印としてオレンジリングが手渡されます。認知症サポーター養成講座は主に市町村が開催しています。



小中学生サポーター養成支援

認知症サポーターになってくれる人を増やすため、小学生および中学生向け認知症サポーター養成講座用テキストを各市町村へ提供しています。

